

主催競技会等における SNS 等使用ガイドライン  
(委嘱公認審判員対象)

平成30年3月1日制定  
一般財団法人大阪陸上競技協会

情報化の進展は社会に様々な革新をもたらし、使用する人々の生活が便利になるとともに情報交流の多用な手段となっています。

他方、SNS (Facebook、Twitter、ブログ等) を始めとする情報化ツールの使用に当たっては倫理やモラル、法律を守りこれらを適切に利用することが求められます。

とりわけ、競技会において公認審判員は中立、公正な判定を求められる立場にあり、また、競技会の運営に専念する必要があります。しかしながら、審判員の立場を利用して撮影した映像(審判員が入場を許可された場所において撮影した映像)を公開するなど競技会運営や審判員のモラルに関わる問題も発生しています。

そこで、当協会の主催する競技会等において公認審判員が SNS を始めとする情報化ツールを使用するときのガイドラインを設け、当会が委嘱した公認審判員に順守していただくことと致します。

当会主催競技会等において、本ガイドラインに違反する行為が認められた時には、該当者に対して当分の間、審判員委嘱を見合わせる等の措置を講ずることとします。

### 1. 守秘義務等に関して

公認審判員は、その業務において入手した情報等(選手個人の情報等)を慎重に取り扱い、これらを無断で開示若しくは漏洩しません。また、当該情報等を、その業務の遂行のため以外の目的で使用しません。

公認審判員は、審判員としての業務中、業務上必要がないにもかかわらず、録音、写真や動画等の撮影(選手個人の写真や動画等の撮影)を行うことはしません。

### 2. 情報発信に関して

公認審判員は、協会組織の一員であることを自覚し、次のような情報を、インターネットを利用して発信しません。

- ・競技会における公認審判員の立場で入手した情報(記録等)・音声・写真・動画等
- ・他人を誹謗中傷する内容
- ・他人のプライバシーにかかわる内容
- ・公序良俗に反する内容
- ・国籍、人種、民族、言語、宗教、文化、身体、性別、思想、信条等に関する差別的な内容

### 3. 法令遵守に関して

インターネットの利用に関しては、プライバシー保護や個人情報等を扱う事業者規制のための法律、迷惑メールを規制する法律、著作権保護のための法律などによる各種法令の規制が行われています。インターネット上の情報や画像をコピーして使用することは著作権、肖像権、商標権等

の権利を侵害することになる可能性があります、Facebook などのサイトへの写真の無断投稿などは肖像権やプライバシー権を侵害することになる可能性があります。

公認審判員は、インターネットを利用する際に、第三者の権利を侵害すること等のないように十分に留意します。次のような法的に問題となる行為はいたしません。

- Web サイトの画像や映像を無断で他の Web サイトに転載する行為-----【著作権の侵害】
- 無断で他人の写真等を SNS で公開する行為-----【肖像権、プライバシー権の侵害】
- ブランドのロゴ等の商標登録されているものを無断で SNS やブログに転載する行為-----【商標権の侵害】
- インターネットに他者を批判する内容等を書き込みする行為-----【プライバシー権の侵害、名誉毀損罪】
- Twitter などでの悪口などの侮辱的な発言をして事実を摘示(てきし;あばき示すこと。かいつまんで示すこと。)せずに、公然と人を侮辱する行為-----【侮辱罪】

なお、上記内容は、主として、SNS を始めとする情報化ツールの使用を念頭においたものですが、かかる使用以外の態様による場合であっても等しく適用されますのでご注意ください。